

様式第 26 の 2 (第 7 条の 2 第 1 項関係) (平 22 総省令 67・追加、平 24 総省令 69・令元総省令 19・一部改正)

災害時優先通信の優先的取扱い開始報告

年 月 日

事業者名

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 災害時優先通信の優先的な取扱いを開始する年月日   |  |
| 災害時優先通信の優先的な取扱いを行うサービスの範囲 |  |
| 災害時優先通信の優先的な取扱いの実施の方法     |  |

- 注 1 「災害時優先通信の優先的な取扱いを行うサービスの範囲」の欄は、「加入電話」、「中継電話」、「IP 電話」、「公衆電話」、「携帯電話」、「PHS」、「総合デジタル通信サービス」等と記載することとし、災害時優先通信の優先的な取扱いを行うサービスの範囲が、一つのサービスの一部である場合は「IP 電話 (～に限る。)」又は「IP 電話 (～を除く。)」のように、災害時優先通信の優先的な取扱いを行うサービスの範囲が明確となるように記載すること。
- 2 「災害時優先通信の優先的な取扱いの実施の方法」の欄は、災害時優先通信の優先的な取扱いを実現するためのシステム構成、その他災害時優先通信の優先的な取扱いに関する機能について記載すること。
- 3 報告した事項を変更するときは「開始」を「変更」と、災害時優先通信の優先的な取扱いを休止するときは「開始」を「休止」と、災害時優先通信の優先的な取扱いを廃止するときは「開始」を「廃止」として提出すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。